

別紙様式第1（附則第3条関係）（平23内府農水令6・追加、平27内府農水令4・令元内府農水令2・令2内府農水令17・一部改正）

（日本産業規格A4）

信用事業強化計画

年　月　日提出

（提出者）所在地

震災特例組合等名

代表理事　　氏名

農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第4条第1項の規定に基づき、信用事業強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 信用事業強化計画の実施期間

第2 信用事業指導契約の内容

第3 損害担保契約（法附則第3条第1項第3号に規定する損害担保契約をいう。以下同じ。）の内容

第4 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第5 剰余金の処分の方針

第6 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保の方策  
(記載上の注意)

1. 一般的事項

(1) 以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

(2) 信用事業強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、信用事業強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど、可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

提出者の欄においては、信用事業強化計画を提出する震災特例組合等の代表理事の氏名を記載すること。

3. 信用事業強化計画の実施期間

(1) 信用事業強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

(2) 信用事業強化計画の始期は信用事業強化計画の提出日の属する事業年度の開始の日とし、信用事業強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) 信用事業強化計画の終期となる月については、信用事業強化計画の始期

から5年以内の事業年度の終了日の日の属する月を記載すること。

#### 4. 損害担保契約の内容

被災債権（法附則第3条第1項第3号に規定する被災債権をいう。）の譲渡その他の処分について損害担保契約を行う場合にあっては、その旨及びその内容を記載すること。

#### 5. 農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。

(2) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」及び「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の農業者又は水産業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

(3) 「農業者又は水産業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策」については、農業者又は水産業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

(4) 「東日本大震災の被災者への信用供与の状況及び東日本大震災の被災者への支援をはじめとする東日本大震災の被災地域における復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

(5) 「その他当該震災特例組合等が主として事業を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の利用者に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

#### 6. 剰余金の処分の方針

(1) 配当に対する方針を（別表）により記載すること。ただし、信用事業強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

(2) (別表) の作成に当たり参照した経営に関する各種指標における、実績見込み又は信用事業強化計画の実施期間中の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。

7. 財務内容の健全性及び事業の健全かつ適切な運営の確保の方策  
経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理状況並びにこれらに対する今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

(別表) (配当に関する事項)

	年 月 末 実 績	年 月 末 実 績	年 月 末 実 績 見 込 み	年 月 末 見 通 し	年 月 末 見 通 し	年 月 末 見 通 し	年 月 末 見 通 し
配当可能利益							
配当金総額							
普通出資配当金				—	—	—	—
優先出資配当金（貯金保険機構分）				—	—	—	—
優先出資配当金（会員外調達分）				—	—	—	—
1口当たり配当金（普通出資）				—	—	—	—
1口当たり配当金（優先出資）				—	—	—	—
配当率（普通出資）				—	—	—	—
配当率（優先出資、貯金保険機構分）				—	—	—	—
配当率（優先出資、会員外調達分）				—	—	—	—
配当性向				—	—	—	—

## (記載上の注意)

- 1 「貯金保険機構分」とは、法附則第5条第1項の決定を受けて農水産業協同組合貯金保険機構が取得した特定優先出資等のうち優先出資に係るものという。
- 2 信用事業強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することとは、差し支えない。
- 3 適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。

## (参考) (単体)

	年 末 実績	年 末 実績	年 末 実績 見込み	年 末 見通し	年 末 見通し	年 末 見通し	年 末 見通し
資産の部合計							
うち貸出金							
負債の部合計							
うち貯金・譲渡性貯金							
純資産の部合計							
うち出資金							
うち回転出資金							
うち資本準備金							
うち利益剰余金							
うち利益準備金							
うち土地再評価差額金							
うちその他の有価証券評価差額金							
うち自己優先出資、処分未済持 分							
事業総利益							
うち信用事業収益							

資金運用収益				—	—	—	—
うち貸出金利息				—	—	—	—
役務取引等収益				—	—	—	—
その他事業直接収益				—	—	—	—
うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益 +国債等債券償還益)				—	—	—	—
その他経常収益				—	—	—	—
うち信用事業費用				—	—	—	—
資金調達費用				—	—	—	—
うち貯金・譲渡性貯金利息				—	—	—	—
役務取引等費用				—	—	—	—
その他事業直接費用				—	—	—	—
うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損 +国債等債券償還損 +国債等債券償却)				—	—	—	—
その他経常費用				—	—	—	—
うち一般貸倒引当金繰入額				—	—	—	—
うち不良債権処理損失額				—	—	—	—

損益

	うち個別貸倒引当金繰入額	—	—	—	—	—
	うち貸出金償却	—	—	—	—	—
	うちその他の処理額	—	—	—	—	—
事業管理費						
	うち人件費	—	—	—	—	—
	うち物件費	—	—	—	—	—
事業外損益						
経常利益						
特別損益						
税引前当期利益		—	—	—	—	—
法人税、住民税及び事業税		—	—	—	—	—
法人税等調整額		—	—	—	—	—
当期剰余金						
資金運用利回		—	—	—	—	—
貸出金利回		—	—	—	—	—
資金調達原価率		—	—	—	—	—
貯金等利回 (= (貯金利息 + 譲渡性貯金利						

		經營指標 (%)	
息) / 資金・譲渡性資金平均 残高合計)	-	-	-
資金調達経費率 (=事業管理費 / 資金・譲渡性 資金平均残高合計)	-	-	-
貯貸率	-	-	-
総資金利潤 (=資金運用利回 - 資金調達原価 率)	-	-	-
貯貸金利潤 (=貸出金利回 - 賃金等利回 - 資 金調達経費率)	-	-	-
当期剰余金R O E (=当期剰余金 / 総資産)	-	-	-
当期剰余金R O A (=当期剰余金 / 総資産)	-	-	-
金融再生法開示債権残高			
破産更生等債権額	-	-	-
危険債権額	-	-	-
不要管理債権額	-	-	-
正常債権額			
総与信 (=金融再生法開示債権残高 + 正 常債権額)			

標 常債権額									
不 良債権比率 (=金融再生法開示債権残高／総 与信)									
1) エクスカウト管理債権残高			—	—	—	—	—	—	—
破綻先債権額			—	—	—	—	—	—	—
(部分直接償却)			—	—	—	—	—	—	—
延滞債権額			—	—	—	—	—	—	—
3ヵ月以上延滞債権額			—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額			—	—	—	—	—	—	—

(連絡)

(当期末残高)	うち資本準備金	うち利益剰余金	うち利益準備金	うち土地再評価差額金	うちその他有価証券評価差額金	うち自己優先出資、処分未済持分
事業総利益						
うち信用事業収益						
資金運用収益		—	—	—	—	—
役務取引等収益		—	—	—	—	—
その他事業直接収益		—	—	—	—	—
その他経常収益		—	—	—	—	—
うち信用事業費用						
資金調達費用		—	—	—	—	—
役務取引等費用		—	—	—	—	—
その他事業直接費用		—	—	—	—	—
その他経常費用						

総 経 営 指 標 (%)	損益			
	うち貸出金償却	うち貸倒引当金繰入額	うち一般貸倒引当金繰入額	うち個別貸倒引当金繰入額
事業管理費				
事業外損益				
経常利益				
特別利益				
特別損失				
法人税、住民税及び事業税	—	—	—	—
法人税等調整額	—	—	—	—
非支配株主に帰属する当期利益	—	—	—	—
当期剰余金				
当期剰余金ROE (=当期剰余金／純資産)	—	—	—	—
当期剰余金ROA (=当期剰余金／総資産)	—	—	—	—

(記載上の注意)

- 1 参考として各種の指標（関連する指標等を含む。）を記載することができる。
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、信用事業強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、信用事業強化計画の実施期間が3年を超える場合には、3年とする。
- 3 実績見込み又は信用事業強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは、差し支えない。
- 4 事業年度末の計数を記載すること。
- 5 信用事業以外の事業等適宜必要な修正を行うことは、差し支えない。
- 6 連結決算未実施の場合は、単体のみ作成することは、差し支えない。